

議案第53号

静岡市簡易水道条例の制定について

静岡市簡易水道条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市簡易水道条例

静岡市の設置する簡易水道（簡易水道事業の用に供する水道をいう。）の管理及び使用については、静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の規定（第21条及び第32条第1項第1号を除く。）を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市簡易水道条例の廃止）

- 2 静岡市簡易水道条例（平成15年静岡市条例第300号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の静岡市簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。